

# 石川県公報

平成26年2月14日  
第12671号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		選挙管理委員会	
○保安林の指定	(森林管理課) 1	○市街地再開発組合の設立認可公告	(建築住宅課) 4
○保安林の指定予定の通知	(同) 1	○政治団体の届出の公表	5
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 3	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	5
○県道の区域の変更	(同) 3	○政治団体の解散の届出の公表	6
○県道の供用の開始	(同) 3	○資金管理団体の届出の公表	6
公 告		○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定	7
○石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告	(生産流通課) 4	○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することのできる公営施設の指定の取消しの報告	7
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告	(経営対策課) 4		

## 告 示

### 石川県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所  
珠洲市真浦町ナ部49、51
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 石川県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所  
小松市丸山町タ30の1、ナ43の3、子6、8、9、42から44まで、45の1、メ7、11、ヨ2の5、2の9

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 1 保安林予定森林の所在場所

加賀市大聖寺地方町八55の1、55の3、55の7、63、白山市吉野二十七字73、瀬戸ヲ41

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 1 保安林予定森林の所在場所

白山市女原子1の1から1の4まで

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 1 保安林予定森林の所在場所

白山市白峰二十七号26の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 石川県告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成26年2月14日から同月28日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
249号	輪島市門前町大泊壺1番3地先から	旧	13.90～33.55	192.0	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市門前町劔地オ27番2地先まで	新	10.10～11.90	192.0	

## 石川県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年2月14日から同月4日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
金沢田鶴浜線	下記区間を道路区域から除外する。			27.2	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市広岡一丁目202番1地先から 金沢市広岡三丁目101番地先まで		0.00～4.38		
田尻祖母 浦半浦線	七尾市能登島曲町壺四196番2地先から	旧	6.90～24.30	1298.7	中能登土木総合事務所維持管理課
	七尾市能登島曲町壺五220番8地先まで	新	13.60～40.50	1298.7	
輪島富来線	輪島市門前町二又川壺〇七4番1地先から	旧	4.80～8.90	84.4	奥能登土木総合事務所維持管理課
	輪島市門前町二又川壺〇七3番1地先まで	新	6.60～38.10	84.4	

## 石川県告示第50号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年2月14日から同月14日まで縦覧に供する。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
田尻祖母浦半浦線	七尾市能登島曲町壱四196番2地先から 七尾市能登島曲町壱五220番8地先まで	平成26年2月14日	中能登土木総合事務所維持管理課
輪島富来線	輪島市門前町二又川壱〇七4番1地先から 輪島市門前町二又川壱〇七3番1地先まで	〃	奥能登土木総合事務所維持管理課

## 公 告

### 石川県農林総合研究センターで生産する種苗の配布公告

石川県農林総合研究センター種苗配布規則(昭和28年石川県規則第16号の2)第2条の規定により、石川県農林総合研究センターで生産する種苗の平成25年度の配布の種類、数量、代価及び配布期限を次のとおり定めた。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

年産	種類	数量	代価(税抜き)	配布期限
平成25年産	水稲種子	10,360kg	379円/kg	平成26年5月末
平成25年産	大豆種子	1,475kg	451円/kg	平成26年7月末

### 県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成26年2月17日から同年3月17日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として(県を代表する者は、知事となる。)、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	羽坂地区	換地計画書の写し	石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課

### 市街地再開発組合の設立認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成26年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称  
片町A地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成26年2月14日から平成29年3月31日まで

## 3 施行地区

## (1) 法第14条第1項の宅地

金沢市片町二丁目の一部

## (2) その他の区域

一般国道157号、市道2級幹線311号武蔵・片町線及び市道片町2丁目線9号の各一部

## 4 事務所の所在地

金沢市片町2丁目2番5号

## 5 設立認可の年月日

平成26年2月7日

## 6 事業年度

4月1日から翌年3月31日まで

## 7 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

## 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成26年3月15日

**選挙管理委員会****石川県選挙管理委員会告示第8号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年2月14日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
ふるさと知事を誕生させる会	松田和也	菅村真隆	金沢市三口新町1-11-23-302	平成26年1月9日
金沢市医師連盟 谷本正憲後援会	竹田康男	石田一樹	金沢市長田2丁目1-8	平成26年1月10日
金沢市医師連盟	竹田康男	石田一樹	金沢市長田2丁目1-8	平成26年1月10日
WILL石川	川裕一郎	宮島義治	金沢市増泉2丁目7番19号	平成26年1月14日
米光いさお後援会	斉藤貞明	盛俊夫	白山市美川中町36-1	平成26年1月20日
林上司後援会	今田照雄	丸田利之	小松市坊丸町甲235	平成26年1月24日
北野哲後援会	北博人	森外志明	能美市中ノ江町イ73番地	平成26年1月29日
輪島谷本正憲を励ます会	梶文秋	一二三秀仁	輪島市河井町17-45	平成26年1月30日

**石川県選挙管理委員会告示第9号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月14日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党石川県遺族会支部	代表者	山 岸 由起子	釜 谷 則 子	平成26年1月15日
自由民主党石川県第一選挙区支部	会計責任者	荒 井 真智子	町 岡 光 則	平成26年1月23日
公明党南加賀総支部	会計責任者	片 山 瞬次郎	安 達 優 二	平成26年1月28日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
西田はるお後援会	代表者	新 木 昭	西 浦 勝 洋	平成26年1月7日
会派新かなざわ	政治団体の名称	会派新かなざわ	会派かなざわ	平成26年1月16日
梶文秋後援会	代表者	園 又 輝 夫	相 上 純 孝	平成26年1月22日
はせ浩とあゆむ会	会計責任者	荒 井 真智子	町 岡 光 則	平成26年1月23日
はせ浩連合後援会	会計責任者	荒 井 真智子	町 岡 光 則	平成26年1月23日
谷本正憲繊維協会後援会	会計責任者	稲 葉 良 二	本 庄 直 樹	平成26年1月27日

## 石川県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月14日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	解散届受理年月日
北村くにひろ後援会	平成26年1月8日
太田ありひこ後援会	平成26年1月9日
金七祐太郎後援会	平成26年1月9日
小塩作馬連合後援会	平成26年1月14日
小塩作馬後援会	平成26年1月14日
小塩作馬三谷地区後援会	平成26年1月14日
小塩作馬塩屋地区後援会	平成26年1月14日
森喜朗後援会連合会	平成26年1月15日
池岡かずひこ後援会	平成26年1月16日
大幸甚連合後援会	平成26年1月28日
産業問題研究会	平成26年1月29日
富樫会	平成26年1月29日
紅椿会	平成26年1月29日

## 石川県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年2月14日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定届受理年月日
川 裕一郎	石 川 県 知 事	W I L L 石 川	金沢市増泉2丁目7番19号	川 裕一郎	平成26年1月14日

**石川県選挙管理委員会告示第12号**

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成26年2月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
ケアハウス朱鷺の苑やわらぎ	金沢市本町1丁目6番1号

**石川県選挙管理委員会告示第13号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年2月14日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	指定取消年月日
中 能 登 町	中能登町鳥屋体育館	中能登町一青く部22番地	平成26年1月23日

